

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たる翌日)

目 次

◆公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

道路交通の規制に関する規程 (昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号) の一部を次のように改正し、昭和四十五年十月一日から施行する。

昭和四十五年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

別表第一の一中9を10とし、7及び8を一ずつ繰り下げ、6を次のように改める。

7 市道火災復

番先から片原五丁目一
七二番先まで

四五〇

大型自動車
（大型乗用車）
特殊自び除用車

"

6 興一八号線復	瓦町五五一番先	二〇 車両	別表第一の一の5の次に6として次のように加える。
4 市道旭町西線	上井三一三番先から同地内三四七番先まで	一八〇	別表第一の三中4を6とし、2及び3を次のように改める。 (大型乗用車を除く。) 及び大型特殊自動車
5 市道銀治町一丁目二、三丁目線	銀治町一丁目二、三六番先から同地内二、九〇二番先までの間	一九〇	4時まで及び九時から
2 一般国道三一三号	河原町地内から西河原町地内までの間の小鴨橋	一五五	七時まで及び九時まで
3 //	倉吉町地内から西河原町地内までの間の小鴨橋歩道橋	一六一	一四時から六時まで
14 //	道笑町一丁目茶町九番先から二九九までの間	自転車及び歩行者	七時まで及び九時まで
13 市道熊党	糀町方向から糀町方向へ向かう水子駅前通り方向	車両(自転車を除く。)	七時まで
12	吉岡地内官有無番先から熊党三四〇番先まで	"	六時まで
11	日野橋方から伯耆大山駅方向	"	"
10	大山駅方向	"	"
9	日野橋方	"	"
8	伯耆大山駅方向	"	"
7	日野橋方	"	"
6	伯耆大山駅方向	"	"
5	日野橋方	"	"
4	伯耆大山駅方向	"	"
3	日野橋方	"	"
2	伯耆大山駅方向	"	"
1	日野橋方	"	"
14	道笑町一丁目茶町九番先から二九九までの間	糀町方向から糀町方向へ向かう水子駅前通り方向	七時まで及び九時まで
13	吉岡地内官有無番先から熊党三四〇番先まで	糀町方向から糀町方向へ向かう水子駅前通り方向	七時まで及び九時まで
12	日野橋方から伯耆大山駅方向	"	"
11	伯耆大山駅方向	"	"
10	日野橋方	"	"
9	伯耆大山駅方向	"	"
8	日野橋方	"	"
7	伯耆大山駅方向	"	"
6	日野橋方	"	"
5	伯耆大山駅方向	"	"
4	日野橋方	"	"
3	伯耆大山駅方向	"	"
2	日野橋方	"	"
1	伯耆大山駅方向	"	"
14	道笑町一丁目茶町九番先から二九九までの間	糀町方向から糀町方向へ向かう水子駅前通り方向	七時まで及び九時まで
13	吉岡地内官有無番先から熊党三四〇番先まで	糀町方向から糀町方向へ向かう水子駅前通り方向	七時まで及び九時まで
12	日野橋方から伯耆大山駅方向	"	"
11	伯耆大山駅方向	"	"
10	日野橋方	"	"
9	伯耆大山駅方向	"	"
8	日野橋方	"	"
7	伯耆大山駅方向	"	"
6	日野橋方	"	"
5	伯耆大山駅方向	"	"
4	日野橋方	"	"
3	伯耆大山駅方向	"	"
2	日野橋方	"	"
1	伯耆大山駅方向	"	"
14	道笑町一丁目茶町九番先から二九九までの間	糀町方向から糀町方向へ向かう水子駅前通り方向	七時まで及び九時まで
13	吉岡地内官有無番先から熊党三四〇番先まで	糀町方向から糀町方向へ向かう水子駅前通り方向	七時まで及び九時まで
12	日野橋方から伯耆大山駅方向	"	"
11	伯耆大山駅方向	"	"
10	日野橋方	"	"
9	伯耆大山駅方向	"	"
8	日野橋方	"	"
7	伯耆大山駅方向	"	"
6	日野橋方	"	"
5	伯耆大山駅方向	"	"
4	日野橋方	"	"
3	伯耆大山駅方向	"	"
2	日野橋方	"	"
1	伯耆大山駅方向	"	"

11 市道糸子 福米線	日ノ出町五七番先から錦町二丁目自らまでの間	六〇〇	国鉄後藤工場方に向かう
別表第二の二中8を10とし、7を9とし、9の前に8として次のように加える。			
8 市道中町通り線	中町八三番先から同町二〇番までの間	三〇〇	高島病院向かう
3 堂横線	角盤町一丁目一六〇番一先までの間	三〇〇	出町警察官派
別表第二の二中6を7とし、3から5までを一ずつ繰り下げ、2の次に3として次のように加える。			"
3 県道吉野瀬 倉吉停車場線	角盤町一丁目一六〇番一先までの間	三〇〇	高島病院向かう
2 県道木地線	角盤町一丁目一六〇番一先までの間	三〇〇	出町警察官派
別表第二の三の2を次のように改める。			"
2 県道木地線	角盤町一丁目一六〇番一先までの間	三〇〇	高島病院向かう
別表第二の三の2を次のように改める。			"
4 市道宮川 丁目線	角盤町一丁目一六〇番一先までの間	三〇〇	高島病院向かう
別表第二の三中4を5とし、3を次のように改める。			"
4 市道宮川 丁目線	角盤町一丁目一六〇番一先までの間	三〇〇	高島病院向かう
別表第二の三の2の次に3として次のように加える。			"
時ら七時 時ま二時 で二か			

11 市道住吉	市道大正町 二丁目福吉二 号線	西岩倉町一、二 明治町一、二 三七番先から までの間	四塙町二丁目 同地内番先まで の間
10 市道 丁目線	市道越中岩 町線	西岩倉町一、二 明治町一、二 三七番先から までの間	西田町二丁目 同地内番先まで の間
9 市道 丁目線	市道河原町 中	西岩倉町一、二 明治町一、二 三七番先から までの間	西田町二丁目 同地内番先まで の間
8 市道 丁目線	市道東中岩 町線	西岩倉町一、二 明治町一、二 三七番先から までの間	西田町二丁目 同地内番先まで の間
7 市道 丁目線	市道西中岩 町線	西岩倉町一、二 明治町一、二 三七番先から までの間	西田町二丁目 同地内番先まで の間
6 市道 大正町 二丁目福吉二 号線	市道西中岩 町線	西岩倉町一、二 明治町一、二 三七番先から までの間	西田町二丁目 同地内番先まで の間
3 市道 二丁目堺 及び二町 線	市道西中岩 町線	西岩倉町一、二 明治町一、二 三七番先から までの間	西田町二丁目 同地内番先まで の間
別表第二の三の5の次に6から11までとして次のように加える。			
時ら七時 時ま二時 で二か			

終日

別表第二の四の2を次のように改める。

市道境停
車場
から同町六六番先
中町五五
九一
行か港駅本町向
宣輪車両及び余輕

中町六六番
同町五五番
東鳳本町向
港東方面
境港から向
車輪両及兩
除輕二時
七時二二時
かままで番先
番先までの間
五五同町六六
中町六六番先

別表第一の四の1の次に2として次のよう^に加える。

市道古戸
先未広町一八番
から相生町

川綫

別表第二の五の1を次のように改める。

智頭町大字智

1

1

別表第二の五

別表第二の五

2

本線

周易

別表第五の一

として次のように加える。

147
上味野六六番九先交差点

別表第五の一中 144 を 146 とし、60 から 143 までを二ずつ繰り下げ、62 の前に

61 ノ 五〇一番先 一 みたから保育所前
別表第五の一中59を60とし、4から58までを一ずつ繰り下げ、3を次のように改める。

4 ノ 一二三〇番先丁字路 四 鳥取県庁前
別表第五の一の2の次に3として次のように加える。

3 東町一丁目二〇八番先 一 久松幼稚園前
別表第五の一中159を179とし、157及び158を二十ずつ繰り下げ、177の前に176として次のように加える。

176 ノ 一、三七一番先十字路 三 木下方前
別表第五の一中156を175とし、155を174とし、174の前に173として次のように加える。

173 梶原一、三三二番先 一 青木橋北詰
別表第五の一中154を172とし、119から153までを十八ずつ繰り下げ、118を次のように改める。

136 兼久四六〇番先十字路 二 鷺見石油店前
別表第五の一中117を135とし、116を134とし、115を次のように改める。

ノ 七五四番二先十字路 四 北高等学校入口

鳥 取 県 公 報

別表第五の二の133の前に132として次のように加える。

65 " 二八〇番先 一 あけぼの幼稚園前

別表第五の二中53を64とし、52を63とし、63の前に62として次のように加える。

132 米原五〇九番四先 一 米原婦人購売部前

別表第五の二中114を131の前に130とし、131の前に130として次のように加える。

62 " 六七番六先 一 石井方前
別表第五の二中51を61とし、43から50までを十ずつ繰り下げ、42を次のように改める。

130 " 九〇四番二先十字路 二 米原分れ十字路

別表第五の二中113を129とし、110から112までを十六ずつ繰り下げ、126の前に

125 " 七一〇番一先 一 福米小学校入口

別表第五の二中109を124とし、101から108までを十五ずつ繰り下げ、116の前に

48 " 一八五番先 一 電子療法普及センター前

52 " 四九番先十字路 二 稲田薬局前
別表第五の二の52の前に51として次のように加える。

51 法勝寺町四八番二先 一 明道小学校横

別表第五の二中41を50とし、40を49とし、49の前に48として次のように加える。

34 " 三三番先 一 たみや惣菜店前

別表第五の二中37を44とし、38を46とし、46の前に45として次のように加える。

45 " 七六番先 一 米子電報電話局前

別表第五の二の27を次のよう改める。

34 " 一 松浦診療所前

別表第五の二の33の前に32として次のように加える。

33 " 六〇番先十字路 二 米子市煙草販売協同組合前

別表第五の二の27を44とし、38を46とし、46の前に45として次のように加える。

32 " 角盤町一丁目二六番先 一 やよいデパート前
別表第五の二中26を31とし、25を30とし、30の前に29として次のように加える。

70 " 一一番先 一 松浦診療所前
別表第五の二中57を69とし、54から56までを十二ずつ繰り下げ、66の前に65として次のように加える。

加える。

29 目久美町一二七番二先四差路 二 美吉橋東詰

別表第五の一中24を28とし、19から23までを四ずつ繰り下げ、23の前に

22として次のように加える。

22 塩町三〇番先 一 山崎鮮魚店前

別表第五の一中18を21とし、8から17までを三ずつ繰り下げ、11の前に10として次のように加える。

10 " 一三七番先丁字路 三 糸崎町三差路

別表第五の二中7を9とし、3から6までを二ずつ繰り下げ、2を次のよう改める。

4 " 四一番先 一 東保育園入口

別表第五の二の1の次に2及び3として次のように加える。

2 博労町一丁目一三〇番先三差路 二 光西寺入口

3 " 三丁目九番先三差路 二 浜田理容所前

別表第五の三中55を56とし、6から54までを一ずつ繰り下げ、5の次に6として次のように加える。

6 " 七四二番一先 一 倉吉幼稚園前

別表第五の五中3を5とし、2を4とし、1の次に2及び3として次のように加える。

2 " 大字町屋四六二番一先 一 こしきやま橋東詰

別表第五の六中69を78とし、68を77とし、77の前に76として次のように加える。

3 " 大字糸谷一〇番二先 一 森医院前

別表第五の六中67を75とし、54から66までを八ずつ繰り下げ、53を次の

76 " 大字新見三八二番先 一 富沢小学校前

別表第五の六中67を75とし、54から66までを八ずつ繰り下げ、53を次の

ように改める。

61 " 一、一三一番九先交差点 二 坂本製材前

別表第五の六の61の前に60として次のように加える。

60 " 一 " 南側入口

別表第五の六中52を59とし、41から51までを七ずつ繰り下げ、48の前に47として次のように加える。

47 " 大字別府六五番先 一 用瀬中学校前

別表第五の六中40を46とし、34から39までを六ずつ繰り下げ、40の前に39として次のように加える。

39 " 大字岩屋堂一一一番先 一 住田橋東詰

別表第五の六中33を38とし、25から32までを五ずつ繰り下げ、30の前に

29 " 大字重枝一二一番四先 一 重枝バス停留所前

別表第五の六中24を28とし、12から23までを四ずつ繰り下げ、11を次の

29 " 大字重枝一二二番四先 一 重枝バス停留所前

別表第五の六中15の前に14として次のように改める。

15 " 二六五番三先 一 河原橋西詰

別表第五の六の15の前に14として次のように加える。

14 河原町大字渡一木二三八番一先 一 渡一木入口

別表第五の六中10を13とし、5から9までを三ずつ繰り下げ、4の次に5から7までとして次のように加える。

5 " 大字久能寺三四一一番先 一

別表第五の七中24を25とし、6から23までを一ずつ繰り下げ、5の次に

6 " 七〇五番一先 一 八頭高等学校入口

別表第五の七中24を25とし、6から23までを一ずつ繰り下げ、5の次に

6として次のように加える。

6 " 大字山宮三六三番一五先 一 逢坂小学校前

別表第五の八中59を70とし、57及び58を十一ずつ繰り下げ、68の前に67として次のように加える。

67 " 一、一一五番先 一 日本生命前

別表第五の八中56を66とし、66の前に65として次のように加える。

65 差点 一、〇九一番先交 三 赤崎駅前交差点

別表第五の八の55を次のように改める。

64 " 七〇一番先十字路 二 小松自動車店前

別表第五の八の64の前に63として次のように加える。

63 赤崎町大字赤崎四〇四番先 一 小倉たみ店前

別表第五の八中54を62とし、53を61とし、61の前に60として次のように加える。

60 " 大字古長三六五番先 一 古布庄小学校前

別表第五の八中52を59とし、51を58とし、58の前に57として次のように加える。

57 " 一、〇九九番先 一 逢東保育所前

別表第五の八中50を56とし、56の前に55として次のように加える。

55 " 大字丸尾一〇五番四先 一 松本石油店前

別表第五の八の49を54とし、54の前に53として次のように加える。

53 " 五九二番二先 一 東伯町役場前

別表第五の八の48を52とし、52の前に51として次のように加える。

51 " 一、七七五番先 一 八橋簡易裁判所入口

別表第五の八の47を50とし、46を49とし、49の前に48として次のように加える。

48 " 大字妻波七八二番先 一 妻波バス停留所前

別表第五の八の45を47とし、47の前に46として次のように加える。

46 " 一、六三七番先 一 選果場前

別表第五の八中44を45とし、32から43までを一ずつ繰り下げ、31を次のように改める。

32 " 六一五番先 一 青木方前

別表第五の八の29の次に30として次のように加える。

30 " 大字大鳥居一〇番一先 一 関金第一保育所前

別表第五の八の70の次に71から75までとして次のように加える。

71 " 一、九九二番先 一 赤崎中学校前

72 " 大字出上一五五番四先 一 次郎丸商店前

73 " 一七九番二先 一 家森薬局前

74 " 大字宮木二三八番先 一 以西小学校前

75 " 三一二番一先 一 以西保育所前

別表第五の九中44を47とし、43を46とし、46の前に45として次のように加える。

45 " 田中七六三番四先 一

別表第五の九中42を44とし、19から41までを一ずつ繰り下げ、21の前に20として次のように加える。

20 " 六五〇番先 一 淀江小学校大和校舎前

別表第五の九中18を19とし、10から17までを一ずつ繰り下げ、9の次に10として次のように加える。

10		八九五番先十字路 四 清水方前	18	別表第五の十中30を31とし、19から29までを一ずつ繰り下げ、18を次の ように改める。
19	"	一、四六六番四先 一 失田貝歯科医院前	19	別表第五の十の17の次に18として次のように加える。
18	"	黒坂一、二〇七番一先 一 警察署長公舎前	18	別表第六を次のように改める。
倉吉市				
1	一般国道一七九号	宮川町一二七番一二先から 同町一二四番先までの間 三〇 終日	1	一般国道一七九号 上井町二丁目三番先から同地内一番二先までの間(ただし、横断歩道を除く。) 一〇〇 "
2	一般国道一七九号 及び県道上井停車場線	上井町二丁目三番先から同地内一番二先までの間(ただし、横断歩道を除く。) 一〇〇 "	2	一般国道一七九号 上井町二丁目三番先から同地内一番二先までの間(ただし、横断歩道を除く。) 一〇〇 "
12	"	両三柳二、一七一 番先から夜見町九の間 七二四番先まで "	12	一般国道一七九号 上井町二丁目三番先から同地内一番二先までの間(ただし、横断歩道を除く。) 一〇〇 "
別表第七の二の(二)の9を次のよう改める。				
11	県道東福原樋口線	両三柳一、九一八 番二先から同地内二、一七一番先ままでの間 一、〇〇〇 び中速車及四〇	11	一般国道一七九号 上井町二丁目三番先から夜見町九の間 七二四番先まで "
別表第七の二の(二)の11の前に10として次のように加える。				
10	県道皆生西原線	三番先から西福原四六番までの間 二、八〇〇 高速車 五〇	10	一般国道一七九号 上井町二丁目三番先から夜見町九の間 七二四番先まで "

6	県道米子石見新見線	目久美町一三五番 先から美吉一七番 五〇〇 "	6	別表第七の二の(二)中8を9とし、6及び7を一ずつ繰り下げ、5を次の ように改める。
2	"	祇園町二丁目二〇番先から陰田町六二八番一先までの間 一、四〇〇 び中速車及四〇	2	別表第七の二の(二)中4を5とし、3を4とし、1及び2を次のように改 める。
3	一般国道一八〇号	長砂町七三八番一先から道笑町四丁目五番二〇番先までの間 一、〇〇〇 "	3	別表第七の二の(二)の2の前に1として次のように加える。
1	一般国道九号	吉岡地内日野橋東詰から西福原四六七番先までの間 一、七〇〇 高速車 五〇	1	別表第七の二の(二)の2及び3を次のように改める。
2	一般国道一七九号 及び県道上井停車場線	八屋地内竹田橋東詰から上井町二丁目一番二先までの間 一、五四八 高速車 五〇	2	別表第七の二の(二)中2及び3を次のように改める。
3	一般国道一七九号	上井町二丁目三番先から上井町二丁目三番五番一先までの間 三〇〇 "	3	別表第七の二の(二)中8を13とし、6及び7を五ずつ繰り下げ、11の前に 8から10までとして次のように加える。
8	"	丸山五三二番三先から生田三六四番までの間 七五〇 高速車 五〇	8	別表第七の二の(二)中8を13とし、6及び7を五ずつ繰り下げ、11の前に 8から10までとして次のように加える。

		中河原五四〇番八	九
		先から同地内三六	"
		九番四先までの間	"
		上古川九五番六先	五五〇
	から鴨河内一、七		"
	四〇番先までの間	一、〇五〇	"
別表第七の二の(三)中5を7とし、4を6とし、3の次に4及び5として		"	"
次のように加える。		"	"

別表第七の二の内の中18を23とし、17を次のように改める	22	用瀬町大字別府三 五九番三先から同
	"	大字地内用瀬橋東
別表第七の二の内の22の前に21として次のよう加える	詰までの間	一、一〇〇 "
佐治村大字葛谷一 九六番大字葛谷一 かくら同大		

二か上
三ら井
先海三
ま田五
で一五
の三番
間二一
番先

七〇〇

び高
中速車
速車及

四〇

5	4
"	"
上井三五番一 から海田一三二番一 二三先までの間	海田一三二番一 先までの間
海田一三二番二 福庭四一五三	先から三三二番二 三三先までの間
四五〇 高速車	七〇〇 高速車及 び中速車
五〇	四〇

別表第七の二の四の1を次のように改める。

1 真道米子境線
九番先から同町一先まで 七七〇
三番一先まで び中速車及
四〇

別表第七の二の四中3を4とし、2を次のように改める。

別表第七の二の四の1の次に2として次のように加える。

2
県道境渡米子
明治町五七番先か
ら外江町一、七五
三番先までの間
一、六〇〇

別表第七の二の(イ)の19を次のように改める。

24 県道谷郡家線
番町大字郡家四先から同三
番町大字郡家一八番門尾三
番町大字郡家六七六〇 自動車

別表第七の二の内の15	佐治村大字森坪三 ○一番先から同大字五〇番一先まで	四〇〇	19
18	佐治村大字加瀬木 二、二四四番先から同大字八三七番	一、五〇〇	"
"	先までの間	"	"
16	若桜町大字湯原一 九〇〇番先から同大字二五番先までの間	四〇〇	18
線 縦 湯 原 用 濑	佐治村大字加茂二 ○一五番先から同大字地内東園橋東 詰までの間	高速車 び中速車及 四〇〇	17

の 15 を 次 の よ う に 改 め る。	四〇〇	四〇〇
佐治村 大字 加瀬木 二、二四番先から同大 ら同大字八三七番先か 先までの間	一、五〇〇	"
の 18 の 前 に 16 及び 17 と し て 次 の よ う に 加 え る。	四〇〇	"
若桜町 大字 湯原一 九〇番先から同大 二五番先まで	四〇〇	四〇〇
詰までの間	四〇〇	四〇〇
佐治村 大字 加茂二 一五番先から同大 字地内 東園橋 東	高速車及 び 中速車	高速車
一、	五〇〇	五〇〇

別表第七の二の内中14を15とし、8から13までを一ずつ繰り下げ、7を次のように改める。

河原町大字五番地七
高福同様先づ三九番地二三間ので

別表第七の二の中 6 を 7 とし、5 を次のよう に改める。

六
〃
番町三君家八番町二十九番奥谷先生の一か君間九ら家八同七
一、七三〇
〃

うに加える。
別表第七の二の中4を5とし
3を4とし
2の次に3として次のよ

3
//
若松町大屋堂
五番四先から
六七番先ま
での間
同大字

別表第七の二の(中)8を9とし、5から7までを一ずつ繰り下げ、4の次に5として次のように加える。

5
県道高鹿線
鹿野町大字宮方一同一
六七番四字内先一から〇まで
番三先までの間
町大字寺内先一から〇まで
五〇〇 高速車
五〇

別表第七の一の(イ)の5を次のように改める。

北条町大字北尾七
八番一先から同町
大字下神一五六番
一先までの間

別表第七の一の(1)の7を次のように改める。

7
日南町生山三四六
先から同地内
の間

別表第七の二の(二)中8を削り、9を次のように改める。

地内同三番先から二番先ままで、一日二野町黒坂一、八

八〇〇 高速車及
び中速車
四〇〇

別表第七の一の右の11を次のように改める。

11
線道大山御机
くに向かひ御機の場合を除向だ六大大六
し、先まで御機の間隔落へ七番町原
ま一、か町口六溝字吉原
先内番江府大
か町口六溝字吉原

別表第八の三を次のように改める。

三
倉吉市

路線名場所

(メートル)

一般国道一七九号 上井二五五番一先から海田二
二番二三先までの間

丸山五三二番三先から生田三六四番一先までの間

七五〇

4 "	中河原五四〇番八先から同地内 三六九番四先までの間	五五〇
5 "	上古川九五番六先から鴨河内一、一、〇五〇 七四〇番先までの間	一、〇〇〇
6 県道倉吉田良線	和田六九〇番先から上神一、〇一、六〇〇 六八番先までの間	一、〇〇〇
5 県道鳥取国府線	國府町大字宮下一四〇番一先から ら同町大字町屋三〇五番先まで の間	七〇〇
6 "	別表第八の五の4の次に5及び6として次のよう に加える。 國府町大字糸谷一一番五先から 同町大字谷一六〇番先までの間	九〇〇
3 "	別表第八の六中3を6とし、2を5とし、5の前に3及び4として次の ように加える。 郡家町大字西御門一五六番二先から 同町大字郡家七四五番二先 までの間	一、四〇〇
4 "	郡家町大字奥谷一九八番七先から 同町大字奥谷一九八番七先まで の間	一、七三〇
別表第八の六の1を次のように改める。		
2 "	若桜町大字浅井二五二番一併合 先から同町大字若桜九六二番先 までの間	七五五
別表第八の六の2の前に1として次のように加える。		
1 一般国道二九号	若桜町大字岩屋堂四六五番四先 から同大字六七番先までの間	四〇〇
別表第八の中11を12とし、6から10までを一ずつ繰り下げ、5を次の ように改める。		

6 "	北条町大字北尾七八番一先から 同町大字下神一五六番二先まで	一、〇〇〇
5 "	別表第八の八の4の次に5として次のよう に加える。 北条町大字江北五番先から同大 字七四八番先までの間	三八〇
6 "	別表第十の二中100を141とし、94から99までを四十一ずつ繰り下げ、93を 次のように改める。	100
134 " 一、六七八番一先	134	141
133 尾高一、二〇〇番先	133	94
134 " 一、六七八番一先	134	99
133 尾高一、二〇〇番先	133	93
126 " 三三一番六先	126	87
127 " 三四〇番一先	127	132
125 熊覚八五番先	125	88
126 " 三三一番六先	126	91
127 " 三四〇番一先	127	40
125 熊覚八五番先	125	86
126 " 三三一番六先	126	84
127 " 三四〇番一先	127	81
125 熊覚八五番先	125	78
126 " 三三一番六先	126	75
127 " 三四〇番一先	127	72
125 熊覚八五番先	125	69
126 " 三三一番六先	126	66
127 " 三四〇番一先	127	63
125 熊覚八五番先	125	60
126 " 三三一番六先	126	57
127 " 三四〇番一先	127	54
125 熊覚八五番先	125	51
126 " 三三一番六先	126	48
127 " 三四〇番一先	127	45
125 熊覚八五番先	125	42
126 " 三三一番六先	126	39
127 " 三四〇番一先	127	36
125 熊覚八五番先	125	33
126 " 三三一番六先	126	30
127 " 三四〇番一先	127	27
125 熊覚八五番先	125	24
126 " 三三一番六先	126	21
127 " 三四〇番一先	127	18
125 熊覚八五番先	125	15
126 " 三三一番六先	126	12
127 " 三四〇番一先	127	9
125 熊覚八五番先	125	6
126 " 三三一番六先	126	3
127 " 三四〇番一先	127	0

別表第十の二の123の前に122として次のように加える。

122 二本木七一〇番一先

有料道路出口

83 上福原一、四九四番一先

皆生郵便局横
鳥仙商会横

別表第十の二中83を121とし、81及び82を三十八ずつ繰り下げ、119の前に

117 及び 118として次のように加える。

79 一、九四一一番先

ボーリング場横
ささき商店前

117 二、七八六番四先

山口医院前

80 一、九五四番先

日野橋西詰南側

118 二、八〇八番一先

足立方前

60 三六五番先

大栄プロック工業前

別表第十の二中80を116とし、60から79までを三十六ずつ繰り下げ、96の

59 三三三番先

山根商店横

前に94及び95として次のように加える。

58 中島三〇七番先

米子市農協車尾支所横

94 四三五番一先

山陰ナショナル前

57 一、四五五番二先

日本石油米子東給油所横

95 八九四番一先

米原出口

52 一、一二三四番先

日野橋西詰南側

86 一、五〇六番一先

岡田方前

53 一、二三〇番先

米子スケートリング場出

87 一、五二五番二先

竹内学園横

52 一、二三〇番先

日本石油米子東給油所横

88 一、六〇八番一先

電波監視部出口

53 一、二三〇番先

弓ヶ浜荘横

89 一、八三〇番二〇先

前路出口

52 一、二三〇番先

マルカスポーツ店前

90 東福原三〇八番先

井上商店横

47 二五三番先

灘町橋南詰

91 五八八番一三先

井上商店横

48 内町一五八番先

灘町橋南詰

92 別表第十の二の57を次のように改める。

93 一、五一二番先

井上商店横

47 二五三番先

灘町橋南詰

別表第十の二の85の前に83及び84として次のように加える。

83 二、〇三一一番先

皆生郵便局横

別表第十の二中56を82とし、55を81とし、81の前に79及び80として次の
ように加える。

別表第十の二中29を46とし、46の前に43から45までとして次のように加える。

別表第十の二中15を16とし、4から14までを一ずつ繰り下げ、3の次に4として次のように加える。

43 中町二〇番先

44 加茂町一丁目六番先

45 " 二丁目八一番先

別表第十の一中28を42とし、20から27までを十四ずつ繰り下げ、34の前に32及び33として次のように加える。

32 " 一二〇番先

33 " 一二三番先

別表第十の二中19を31とし、18を30とし、30の前に26から29までとして次のように加える。

26 " 一五一番先

27 日ノ出町一六番五先

28 錦町一丁目一二番先

29 " 八〇番先

別表第十の二中17を25とし、16を24とし、24の前に17から23までとして次のように加える。

30 票園町二丁目一一番先

31 " 一三番先

32 " 二三九番先

33 " 二六七番三八先

34 " 大谷町官有無番先

35 " 目久美町一二七番二先

36 " 陰田町六四五番先

米子市役所横 江戸平横 扶桑銀行横

43 米子市役所横 江戸平横 扶桑銀行横

44 加茂町一丁目六番先

45 " 二丁目八一番先

46 堀田石油前 楠方前

47 金森方前 沖之方横

48 安田方横

49 堀田石油前 楠方前

50 金森方前 沖之方横

51 安田方横

52 堀田石油前 楠方前

53 金森方前 沖之方横

54 安田方横

55 堀田石油前 楠方前

56 金森方前 沖之方横

57 安田方横

58 堀田石油前 楠方前

59 金森方前 沖之方横

60 安田方横

61 堀田石油前 楠方前

62 三丁目五六番先

63 金森方前 沖之方横

64 堀田石油前 楠方前

65 金森方前 沖之方横

66 安田方横

67 堀田石油前 楠方前

68 金森方前 沖之方横

69 安田方横

70 堀田石油前 楠方前

71 金森方前 沖之方横

72 安田方横

73 堀田石油前 楠方前

74 金森方前 沖之方横

75 安田方横

76 堀田石油前 楠方前

77 金森方前 沖之方横

78 安田方横

79 堀田石油前 楠方前

80 金森方前 沖之方横

81 安田方横

82 堀田石油前 楠方前

83 金森方前 沖之方横

84 安田方横

85 堀田石油前 楠方前

86 金森方前 沖之方横

87 安田方横

88 堀田石油前 楠方前

89 金森方前 沖之方横

90 安田方横

91 堀田石油前 楠方前

92 金森方前 沖之方横

93 安田方横

94 堀田石油前 楠方前

95 金森方前 沖之方横

96 安田方横

97 堀田石油前 楠方前

98 金森方前 沖之方横

99 安田方横

別表第十の六中12を20とし、10及11を八ずつ繰り下げ、9を次のように改める。
17 " 大字南三二九番一先 丹比駅前十字路南側
別表第十の六の17の前に13から16までとして次のように加える。
13 八東町大字安井宿七〇四番一先 日下部出口
14 " 七一一番七先 安井宿出口
15 " 大字徳丸三〇二番二先 徳丸出口
16 " 一、一六一番五先 才代出口
別表第十の六中8を12とし、6及び7を四ずつ繰り下げ、10の前に8及び9として次のように加える。
8 " 大字西御門一五五番三先 西御門バス停留所横
9 " 大字市谷二四番三先 市谷バス停留所横
別表第十の六中5を7とし、4を6とし、6の前に5として次のように加える。
5 " 四五二番次一先 紗楽公園出口
別表第十の六の3を4とし、2を次のように改める。
3 " 三五一一番一先 郡家町役場横
別表第十の六の1の次に2として次のように加える。
2 " 大字郡家五〇番一先 郡家駅前国道入口
別表第十の八中55を66とし、49から54までを十一ずつ繰り下げ、48を次のように改める。
59 " 二五八番先 山田出口
別表第十の八の59の前に56から58までとして次のように加える。
56 " 大字法万八五一一番先

57 " 大字美好二三〇番次一先 美好出口
58 " 大字鋤一六二番二先 杉下出口
別表第十の八中47を55とし、45及び46を八ずつ繰り下げ、53の前に51及び52として次のように加える。
51 " 大字逢東一、一一一番二先
52 " 一、二四二番五先
別表第十の八中44を50とし、42及び43を六ずつ繰り下げ、48の前に46及び47として次のように加える。
46 " 五九三番先
47 " 五九七番八先
別表第十の八中41を45とし、10から40までを四ずつ繰り下げ、14の前に11から13までとして次のように加える。
11 " 三九五番先 進木酒店横
12 " 一、〇六四番一〇先
13 " 大字大鳥居一、二三八番二六先 農業経営大学校出口
別表第十の八中9を10とし、1から8までを一ずつ繰り下げ、2の前に1として次のように加える。
1 羽合町大字田後三〇一番先 建設省維持出張所横
別表第十の九中23を43とし、20から22までを二十ずつ繰り下げ、40の前に36から39までとして次のように加える。
36 " 八八七番一先 大雀旧道出口
39 38 37 " 大字西坪一七七番一先 五四八番先 御来屋駅出口
40 " 四、八九三番先 上村建設横

別表第十の九中19を35とし、35の前に34として次のように加える。

34 " 七七四番一先 庄内出口

別表第十の九の18を次のように改める。

33 " 七三三番八先 庄内農協前

別表第十の九の33の前に30から32までとして次のように加える。

30 " 二三二番三先 一六〇第一先

別表第十の九中17を29とし、15及び16を十二ずつ繰り下げ、27の前に25及び26として次のように加える。

32 " 大字富長一〇九番先

別表第十の九中17を29とし、15及び16を十二ずつ繰り下げ、27の前に25及び26として次のように加える。

25 " 上万六七三番二先

別表第十の九中14を24とし、12及び13を十ずつ繰り下げ、22の前に20及び21として次のように加える。

26 " 平田一七九番先

別表第十の九中14を24とし、12及び13を十ずつ繰り下げ、22の前に20及び21として次のように加える。

21 " 大字今津一一一一番先

別表第十の九中11を19とし、19の前に15から18までとして次のように加える。

20 " 一一六番一先

別表第十の九中11を19とし、19の前に15から18までとして次のように加える。

15 " 一、一二三番一先

別表第十の九中11を19とし、19の前に15から18までとして次のように加える。

16 " 一、二九七番五先

別表第十の九中11を19とし、19の前に15から18までとして次のように加える。

17 " 一、二九九番一四先

別表第十の九中11を19とし、19の前に15から18までとして次のように加える。

18 " 大字佐陀六六九番一先

別表第十の九中10を14とし、8及び9を四ずつ繰り下げ、12の前に11と

して次のように加える。

11 " 六八九番一先 国頭商店横
別表第十の九中7を10とし、2から6までを三ずつ繰り下げ、1の次に2から4までとして次のように加える。

2 " 大字法勝寺三〇四番先 坂口方横
米子信用金庫横

3 " 大字鴨部一、六一七番先 遠藤商店横

4 " 大字鴨部一、六一七番先 北側

5 " 中山町田中八一五番五先 歩道橋下交差点南側

6 " 八一六番六先 "

7 " 別表第十の十中16を26とし、10から15までを十ずつ繰り下げ、9を次の

ように改める。

8 " 一、五二六番先 稲田方横

9 " 別表第十の十の19の前に18として次のように加える。

10 " 黒坂一、四四八番四先 黒坂駅前国道入口

11 " 別表第十の十中8を17とし、17の前に16として次のように加える。

12 " 三谷無番先 船場橋南詰

13 " 六七六番先 朝勝旅館前

14 " 六八四番先 音田方前

15 " 四二三番先 国道入口

16 " 別表第十の十中6を12とし、12の前に11として次のように加える。

17 " 別表第十の十中5を10とし、10の前に9として次のように加える。

18 " 二二一番先 鳥取銀行根雨支店横

別表第十の十中4を8とし、3を7とし、7の前に4から6までとして

58	市道火災復興 三号線	西町二丁目四一五番先から同地内一〇九番先まで児童会館側	六〇	"	"	"
59	市道火災復興 二号線	西町二丁目四一番先から同地内一二二番先まで児童会館側	三〇	"	"	"
60	市道火災復興 一号線	相生町三丁目二〇一番先から同町一丁目三一一番先までの間のうち公園側	三〇	"	"	"
61	市道火災復興 四九号線	材木町二五一一番先から同町二七六番先までの間のうち公園側	九〇	"	"	"
62	市道火災復興 一〇二号線	東町三丁目二〇一番先から湯所町二丁目一四一一番先までの間のうち公園側	三〇	"	"	"
62	市道火災復興 五号線	片原五丁目三五七番先から片原一丁目一〇七番先まで	八〇〇	"	"	"
31	別表第十一の一中32を53とし、31を次のように改める。	終日				
30	別表第十一の一中30を49とし、49の次に50及び51として次のように加え					
52						57

別表第十一の一の44の次に45から48までとして次のように加える。	川端一丁目二〇一 番先から川端二丁目二五番先まで	車両(自転車を除く。)

別表第十一の一の中29を次のように改める。	51	本町五丁目三〇番先から同地内三〇番先まで(うち公園側)の間	50	本町四丁目一一四番先から同町三丁目の間のうち鳥取商工会館側
"	"	"	"	"
48	47	46	45	44
市道火災復興 七号線	市道火災復興 七号線	市道火災復興 七号線	市道火災復興 七号線	市道火災復興 七号線
戎町五〇四番先から同町五〇一番先までの間のうち公園側	元魚町二丁目一二番先から同地内のうち公園側	西町三丁目一一七番先から同地内一四番先までの間	元町四二八番先から同町四五二番先までの間のうち鹿野街道側	川端一丁目二〇一番先から川端二丁目二五番先までの間
一〇〇	"	七〇	九〇	二五〇
"	"	"	"	車両(自転車を除く。)
"	"	"	"	車両及び自転車を除く。
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

28	市道火災復興 三五号線	弥生町二一六番先 から同町二一二番先 先までの間のうち 公園側	五〇	"
25	市道火災復興 三一号線	永楽温泉町五五一 番先から同町五五六 番先までの間のうち うち公園側	七〇	"
	別表第十一の一中23を26とし、26の前に25として次のように加える。	別表第十一の一中23を26とし、26の前に25として次のように加える。	七時一九時まで	七時一九時まで
22	市道立川区西 二号線	立川町三丁目四六 三番先から同町四六 丁目一番先までの間の うち公園側	二五〇	"
21	"	二階町二丁目一 七番先から同町一 丁目一〇四番先ま での間のうち久松 山側	二五〇	"
	別表第十一の一の20を次のように改める。	別表第十一の一の20を次のように改める。	七時まで	七時まで
20	県道田島片原 線	二階町三丁目二〇 一番先から同町四 丁目二〇七番先ま での間のうち鳥取 保健所側	二三〇	車両及び 軽輪車を除 く。時まで九か 時まで九か
1	一般国道一八 〇号及び都市 中計画街路 米子市	長砂町七三八番一 先から富士見町二 丁目一七三番先ま での間	車両及び 軽輪車を除 く。終日	車両(二 時まで九か 時まで九か)
	別表第十一の一中1を削り、2を次のように改める。	別表第十一の一の19の次に20として次のように加える。		
46	市道道笑町 線	市道三柳団地 中央線	上後藤一〇九番九 番九先から同地内一三 番先までの間	車両(二 時まで九か 時まで九か)
49	市道第四中学 校登校道路	東町三八番先	五〇 車両 一五〇 車両 車両及び 軽輪車を除 く。終日	車両(二 時まで九か 時まで九か)
48	市道外濠線	上後藤一〇九番九 番九先から同地内一三 番先までの間	五〇 車両 一五〇 車両 車両及び 軽輪車を除 く。終日	車両(二 時まで九か 時まで九か)
50	市道三柳団地 中央線	兩三柳四、四五 四、五七二番二七 番先までの間	六五〇	"
	別表第十一の二中41を47とし、40を次のように改める。	別表第十一の二中41を47とし、40を次のように改める。		
	別表第十一の二の46の前に45として次のように加える。	別表第十一の二の46の前に45として次のように加える。		

45

市道皆生北三
市道競馬場跡南
市道皆生東西三
市道一號線及び市道五
号線

皆生一、八八〇番
先から上福原一、番
八三〇番二〇先ま
での間

六〇〇

終日

別表第十一の二中39を44とし、31から38までを五つ繰り下げ、30を次
のように改める。

35 市道勝田道笑 勝田町二九一一番
町線 から道笑町三丁目一番先
三一番先までの間

八〇〇

終日

別表第十一の二の35の前に34として次のように加える。

34 市道立町住吉 立町四丁目四一番
線 先から旗ヶ崎五一一番
七番一〇先までの間

四五〇

終日

別表第十一の二中29を33とし、28を次のように改める。

32 市道米子福米 角盤町二丁目六六
線 番先から同地内一
二〇番先までの間

一一〇 車両

終日

別表第十一の二中23を25とし、20から22までを二つ繰り下げ、
18を次のように改める。

21 市道米子東福 糀町二丁目一一五
線 東町通り 番先から東町五十九
番七先までの間

七三〇

車両(二
輪及び軽
く。)

" "

終日

別表第十一の二中17を20とし、16を19とし、15を次のように改める。

18 市道万能町通 明治町一〇番先か
り線 ら道笑町一丁目一
番先までの間

三〇〇

車両(二
輪及び軽
く。)

" "

終日

別表第十一の二中27を31とし、26を次のように改める。

30 市道尾高町通 尾高町二八番先か
り線及び市道 角盤町三丁目一
八三番先までの間

五三〇

終日

別表第十一の二の30の前に29として次のように加える。

29 市道朝日町西 裏第四支線及
央び市道尾高中 から同町一四五番先
先までの間

一三〇 車両

終日

別表第十一の二中25を削り、24を次のように改める。

14 県道境渡米子 線 旗ヶ崎三八六番先
から灘町三丁目四
二番先までの間

一、四〇〇

車両(二
輪及び軽
く。)

" "

終日

別表第十一の二の28の前に26及び27として次のように加える。

28 市道電報電話 角盤町一丁目七二
線 局前通り 番二先から同地内
所側 加茂町一丁目二四
番先から西町六番
までの間のうち
警察官派出 三〇〇

車両(二
輪及び軽
く。)車両(二
輪及び軽
く。)

終日

終日

15	市道寺町通り 線	尾高町五七番先から立町二丁目八一 番先までの間	四〇〇	"
16	市道福吉二丁 目二号線	九号、国道一七 び県道上井北条線及 び県道上井北三番先 から上井三三番先 八先までの間	三、四四〇	"
17	市道仲之町大 正町線	一般国道一七 九号 駄経寺町七五番先 から住吉町一一三番先 番七先までの間	五五〇	車輪及び軽 車両及び 車両を除く。 終日
18	市道越殿町鍛 治町線	仲ノ町七六二番先 から新町三丁目二、 三三七番先までの 間のうち西側	二〇〇	車輪及び軽 車両及び 車両を除く。 終日
19	県道倉吉停車 場線	明治町一、四〇三一 番先から同町一、 四〇三番先までの 間のうち西側	九〇〇	車輪及び軽 車両及び 車両を除く。 終日
20	県道倉吉山良 線	福吉町一、四〇四 番先から旭田町地四 内出口橋南詰まで の間	四〇〇	車輪及び軽 車両及び 車両を除く。 終日
21	中河原五四〇番 八先から同地四 番まで内三六八 番先までの間	丸山五三二番三先 から生田三六四番 先までの間	七五〇	車輪及び軽 車両及び 車両を除く。 終日
22	別表第十一の三の 6を次のように改める。	別表第十一の三の 2を削り、1を次のように改める。	別表第十一の三の 2の前に1として次のように加える。	別表第十一の三の 12の次に13として次のように加える。
23	別表第十一の三の 6を次のように改める。	別表第十一の三の 7を20とし、9及び10を九ずつ繰り下げ、8を次のように改める。	別表第十一の三の 11として次のように加える。	別表第十一の三の 12として次のように加える。
24	別表第十一の三の 6を次のように改める。	別表第十一の三の 7を14とし、14の次に15及び16として次のように加える。	別表第十一の三の 12として次のように加える。	別表第十一の三の 13として次のように加える。
25	別表第十一の三の 6を次のように改める。	別表第十一の三の 8の前に4から7までとして次のように加える。	別表第十一の三の 14として次のように改める。	別表第十一の三の 15として次のように改める。

別表第十一の八の10を次のように改める。

三朝町大字三朝七
七四番一二山先から
同町大字山田地内
横手橋北詰までの間

一、八三〇

8 県道大山溝口
線

溝口町岩立
から同町大内一
〇六九番一〇一先
までの間

八〇〇

車輪及び
車両を除
く。

三十日から
までの間

別表第十一の八の9の次に10として次のように加える。

関金町大字関金宿
二、六五一一番先から
ら同大字一、六〇一
五番先までの間

一三〇

車輪及び
車両を除
く。

"

別表第十一の十中5を7とし、3及び4を二ずつ繰り下げ、2を次のように改める。

日南町生山二三九
番二先から同地内
一五八番二先までの間

七四〇

車輪及び
車両を除
く。

"

別表第十一の十の1の次に2及び3として次のように加える。

江府町大字江尾一、
七九一番一先から
の間

八〇〇

車輪及び
車両を除
く。

"

3 " 一般国道一八
三号

八〇〇

車輪及び
車両を除
く。

"

別表第十一の十の7の次に8として次のように加える。

八〇〇

車輪及び
車両を除
く。

"

溝口町溝口四五二
番四先から同地内
二〇二番先までの間

七〇〇

車輪及び
車両を除
く。

"

十三 倉吉市・東伯郡

路線名	場所	延長(メートル)	対象	時間
一般国道九号	西伯郡淀江町大字 六先から米子市陰 までの間	一二、四四〇	車輪及び 車両を除 く。	時まで

終日

路線名	場所	延長(メートル)	対象	時間
一般国道一七 九号	倉吉市上井町二丁 目三番二先から東 伯郡羽合町大字田 後三九八番先までの間	四、〇五〇	車輪及び 車両を除 く。	時まで

終日

別表第十二の一の中29を34とし、16から28までを五ずつ繰り下げ、21の前に19及び20として次のように加える。

19 県道由良関金線 関金町大字大鳥居一、〇八三番先のまがりかど

路線名	場所	延長(メートル)	対象	時間
一般国道一七 九号	七一五番二先のまがりかど	車輪及び 車両を除 く。	終日	時まで

終日

別表第十二の一の中15を削り、14を18とし、13を17とし、17の前に14から16として次のように加える。

14 一般国道三一三号 関金町大字関金宿一、三六九番二先のまがりかど
15 " " " 大字山口五二四番三先のまがりかど
16 " " " 七〇五番先のまがりかど

別表第十二の一の内中12を13とし、1から11までを一ずつ繰り下げ、2の前に1として次のように加える。

- 1 一般国道九号泊村大字小浜二九四番七先のまがりかど
別表第十二の一の内中6を8とし、1から5までを二ずつ繰り下げ、3の前に1及び2として次のように加える。
1 県道米子石見新 西伯町大字上中谷一四〇番先のまがりかど
見線

- 2 " " 大字大木屋三三九番先のまがりかど